

岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業
入札参加資格に関する質問・意見への回答

平成23年 6月20日

岡山市

入札参加資格に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
1	4	第2	1	(4)	6)イ	本施設の運営業務に係る対価	「運営業務内容については、概ね5年毎に見直す予定」とありますが、5)イに記載の運営業務のどのような項目について見直しを予定されているのでしょうか。具体的な見直し方針があればご提示をお願いします。また、業務内容の見直しがある場合は、事前に協議の上合意内容について見直しが行なわれるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、現段階では、関係する法改正や市の分別基準の変更等により処理品目が変わった場合や、収集形態や技術革新等により、処理量や処理品質に大きく変化が生じた場合に、市と事業者のリスク低減や効率的な運営の確保を目的に、運営業務内容を見直すことを考えております。 後段については、ご理解のとおりです。併せて、「実施方針への質問回答 No.32」を参照ください。
2	5	第2	1	(5)		スケジュール(予定)	平成23年12月1日に「参加資格の審査」となっていますが、仮に審査合格者が1者であっても落札者決定はなされるとの理解でよろしいでしょうか。	平成23年12月1日の参加資格の審査は、総合評価を行った後に決定する入札参加資格確認対象者に対してのみ行います。なお、入札参加表明書を提出した者が1者であっても、落札者の決定は行われます。ただし、入札参加表明書の提出者が1者であるかどうかには拘わらず、市は入札説明書第4-2-(3)により、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことがあります。
3	6	第3	1	(1)		入札参加者の構成等	入札参加表明時点は協力企業の届出は不要でしょうか。入札参加時手においては、協力企業の届出は不要と解釈しておりますが、相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	6	第3	1	(1)	2)	入札参加者の構成等	「2)設計・建設業務において、市と建設工事請負契約を締結する者(特定建設工事共同企業体を結成する場合はそのメンバーになる者)は、構成員とならなければならない。」との記載がありますが、建設業務をJVで請負う場合は、その構成員(建築物の建設業務を行う者のうち、要件を全てを満たしている構成員)のSPCへの出資は必須との理解でよろしいでしょうか。	構成員全てがSPCに出資する必要はありません。
5	6	第3	1	(1)	2)	入札参加者の構成等	「SPCから直接業務の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない」とありますが、警備、清掃、植栽管理、保険等の部分委託先も、SPCから直接、業務委託する場合には構成員に入る必要があるのでしょうか、ご教示願います。	SPCから直接業務の委託を受けることを予定するものは構成員とならなければなりません。運営企業から業務を受けることを予定する者は、構成員となる必要はありません。 なお、保険は委託に当たらないと考えます。
6	6	第3	1	(1)	2)	入札参加者の構成等	「SPCから直接業務の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない」とありますが、清掃や警備業務等を除く主たる業務との理解でよろしいでしょうか。	No.5の回答を参照ください。
7	6	第3	1	(1)	2)	入札参加者の構成等	「SPCから直接業務の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない」とありますが、SPCから直接業務委託を受けることを予定していた構成員が、入札参加表明後に、SPCから直接業務の委託を受けることがなくなった場合、特段問題ないものと理解してよろしいでしょうか。	入札参加表明書提出以降、入札参加者の構成員の変更は原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うものとします。
8	6	第3	1	(1) (2)	4)	入札参加者の構成等	特定建設工事共同企業体への出資について、例えば共同企業体を2社で構成する場合、代表企業たるプラントの建設企業が50%超を出資し、もう1社が残りを出資するという理解で宜しいでしょうか、御教示願います。	ご理解のとおりです。 特定建設工事共同企業体への出資については、本施設の建築物の建設業務を行う者及び本施設のプラントの建設業務を行う者は10%以上の出資、本施設の設計業務を行う者は出資があることを条件としています。

入札参加資格に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
9	6	第3	1	(1)	4)	入札参加者の構成等	入札参加表明書提出時点では、構成員の、SPCに対する出資の有無、比率を明らかにする必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	6	第3	1	(1)	6)	入札参加者の構成等	「入札参加者の構成員は他の入札参加者の構成員になることはできない」とありますが、選定されなかった入札参加者の構成員が、選定事業者から下請等で本事業の業務を請け負うことは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 併せて、「実施方針への質問回答 No.54」を参照ください。
11	6	第3	1	(2)		各業務を行う者の要件	1)・2)・3)・4)に定められた要件を満たしていれば代表企業1者での応募が可能であると解釈しておりますが、相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	6	第3	1	(2)		各業務を行う者の要件	貴市への入札参加資格者名簿への登録は、設計業務、建設業務、運営業務それぞれに応じた参加資格は必要とされず、入札参加資格者有資格者名簿に登録されていけばよいでしょうか。	業種、部門等は問わず、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登録されていけばよいものとします。
13	6	第3	1	(2)		各業務を行う者の要件	「特定建設工事共同事業体を結成して参加することとする」とありますが、参加表明時にJV協定書の提出は不要でしょうか。	入札参加表明時には、JV協定書の提出は不要です。
14	6	第3	1	(2)		各業務を行う者の要件	出資の条件が記載されていますが、「実施方針に関する質問・意見への回答」のNo.59及びNo.86で「構成員の全員が出資する必要はありません」との回答があります。この回答の意味をご教示ください。	構成員とは、入札参加者を構成する企業のことです。代表企業となる構成員については、SPCへの出資を義務付けていますが、その他構成員については、事業者の提案とします。
15	6	第3	1	(2)		各業務を行う者の要件	「この場合において、2)及び3)に係る業務を行うものにあたっては、10%以上の出資比率であるものとし、1)に係る業務を行う者については、出資があることを条件とする」とありますが、ここで言う出資比率とは特定建設工事共同企業体への出資比率でしょうか。	ご理解のとおりです。
16	6	第3	1	(2)		各業務を行う者の要件	「実施方針に関する質問・意見への回答」のNo.57において、特定建設工事共同企業体を結成する場合は「甲型」という指定がございましたが、「甲型」「乙型」の選択は事業者の判断に委ねていただくよう改めてお願いいたします。本件、ご了承いただけないでしょうか。	本事業では、特定建設工事共同企業体を結成する場合は「甲型」とします。
17	6	第3	1	(2)		各業務を行う者の要件	「この場合において、2)及び3)に係る業務を行なうものにあたっては、10%以上の出資比率であるものとし、～」とありますが、10%以上の出資比率とは、2)及び3)に係る業務を行なう者のSPCへの出資比率ではなく、特定建設工事共同企業体への出資比率であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	6	第3	1	(2)		各業務を行う者の要件	「この場合において、2)及び3)に係る業務を行なうものにあたっては、10%以上の出資比率であるものとし、～」とありますが、10%以上の出資比率がSPCへの出資比率である場合、出資比率は構成員の判断に委ねていただけないでしょうか。	No.8の回答を参照ください。

入札参加資格に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
19	6	第3	1	(2) (4)		各業務を行う者の要件	1)、2)、3)を共同で行う際の特定建設工事共同企業体の結成について、ご提示の条件(出資比率、甲型)以外には、共同企業体協定書の内容について取り決めはございませんでしょうか。また構成員間の出資比率他協定内容については入札参加表明書提出時点では明示する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、出資比率を遵守し、甲型としての外観を備えていただきます。特定建設工事共同企業体協定書(参考)を示します。後段については、ご理解のとおりです。
20	6	第3				入札参加に関する条件等	「入札参加資格に関する質問の受付」期限後(6月2日)に、「第3入札参加に関する条件等」についての質問が生じた場合、「その他全般に関する質問の受付時(7月12日)」に、再度、提出してもよろしいでしょうか。	左記の提出を認めます。
21	7	第3	1	(2)		各業務を行う者の要件	建築物、プラントの建設業務、設計業務、運營業務を同一企業が 行う場合、貴市の「有資格者名簿」において「建設工事」「測量、建設コンサルタント業務等」「役務」のいずれか一つに登録されていれば良い、との理解で宜しいでしょうか。	業種、部門等は問わず、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登録されていればよいものとします。
22	7	第3	1	(2)	1)	本施設の設計業務を行う者の要件	設計業務を行なう者についての必要な書類を提出する時期は、一般競争入札参加資格確認申請書を提出する時であり、入札参加表明書提出時は提出する書類はないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 併せて、様式集第2号を参照ください。
23	7	第3	1	(2)	1)ア	本施設の設計業務を行う者の要件	「一級建築士事務所の登録を行っていること」とありますが、会社として一級建築士事務所の登録は行っておりますが、有資格者名簿に登録している事業所とは別の事業所(本社)で一級建築士事務所の登録を行っている場合、通常、他市の事例では資格有として認められましたが、本案件も資格に該当すると考えてよろしいでしょうか。	本市との契約締結先(契約締結先に係る委任先がある場合は委任先)が一級建築士事務所の登録を行っている必要があります。よって、ご質問の事例で参加資格を満たすためには、本社を契約締結先とする岡山市競争入札参加資格審査申請書変更届を本市へ提出しなければなりません。(随時受付しています。)
24	7	第3	1	(2)	1)イ	本施設の設計業務を行う者の要件	「有資格者名簿又は特定調達名簿に登録されていること」とありますが、建設工事部門への登録のみでもよろしいでしょうか。	No.21の回答を参照ください。
25	7	第3	1	(2)	1)ウ	本施設の設計業務を行う者の要件	「本市発注の建設コンサルタント業務等において」とある「等」とは、どこまでの範囲を指すのでしょうか。可能な限り明確に御教示願います。	測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係建設コンサルタント業務の一般競争入札を指します。
26	7	第3	1	(2)	2)	本施設の建築物の建設業務を行う者の要件	建築物の建設業務を行なう者の要件で「建築工事を元請で契約し、」とありますが、建築工事とは、(ア)～(エ)を満たした建築工事を含む清掃施設の一括請負工事でもよいとの理解でよろしいでしょうか。	建築工事として発注されたもののみ認めます。
27	7	第3	1	(2)	2)	本施設の建築物の建設業務を行う者の要件	様式第6号-1の注釈記載通り、施工実績証明書を添付する場合はコリンズ竣工時工事カルテ受領書・実績が確認できる書類は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	7	第3	1	(2)	2)	本施設の建築物の建設業務を行う者の要件	様式第6号-1の様の欄には他様式同様、岡山市長様宛へと記入してよろしいでしょうか。	様式第6号-1～3(別紙)の左肩の「様」の欄には、当該実績の発注者名を記載ください。

入札参加資格に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
29	7	第3	1	(2)	2)	本施設の建築物の建設業務を行う者の要件	様式第6号-1の発注者様の押印については発注者ご担当者様の押印でよろしいでしょうか。	様式第6号-1～3(別紙)における発注者の印は、発注者の公印にしてください。
30	7	第3	1	(2)	2)	本施設の建築物の建設業務を行う者の要件	様式第6号-1の注釈記載では、民間工事は施工実績証明書・契約書(写)、経営事項審査用工事経歴書の写し等の添付が必要とありますが、公共も出資している第3セクター等での実績は公共工事とみなされると解釈してよろしいでしょうか。また、民間企業とみなされる場合添付が必要となる経営事項審査用工事経歴書の写し等の「等」には具体的にどのような資料が含まれるかご教示願います。	前段については、民間工事とみなします。 後段については、実績の対象となる工事が完工したばかりなどの理由により、経営事項審査用工事経歴書が存在しない場合と同経歴書に替わる資料を想定しており、現時点ではお示しできません。実績の対象となる工事が既に経営事項審査を受けている場合は、経営事項審査用工事経歴書の写しを添付してください。
31	7	第3	1	(2)	2)	本施設の建築物の建設業務を行う者の要件	落札者決定基準における評価項目のひとつとして「地域活性化」が挙げられています。このことから、地元企業を特定建設工事共同企業体の構成員とすることが評価されるポイントのひとつと理解してよろしいでしょうか。	「落札者決定基準 第5-2-(2) 表3 3)-④-ア」に示すとおり、「地域の企業等との協力・連携体制について、優れた提案がなされているか」が評価ポイントになります。
32	7	第3	1	(2)	2)ウ	本施設の建築物の建設業務を行う者の要件	様式第18号注釈に記載のある本事業の建設業務着手時とは現地着工時点(従事期間開始時点)との理解でよろしいでしょうか。	専任期間は契約工期を基本としますが、契約締結後、市と協議の上、承諾を得た期間は専任を要しません。
33	7	第3	1	(2)	2)オ	本施設の建築物の建設業務を行う者の要件	「2)本施設の建築物の建設業務を行う者の要件」に「オ入札参加表明書の提出期限日において、・・・、1棟で下記(ア)から(エ)までを全て満たす建築工事を元請で契約し、完成後引渡しが完了した実績を有すること。」との記載がありますが、地方公共団体が清掃施設又は機械器具設置として発注した工事で、(ア)から(エ)までの全ての要件を満たす建築工事を含む工事は工種が違うので、実績として認められないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 併せて、No.26の回答を参照ください。
34	7	第3	1	(2)	2)オ	本施設の建築物の建設業務を行う者の要件	カルテ受領書の工事種別に「建築工事」との記載があれば、建築工事として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	No.26の回答を参照ください。
35	7	第3	1	(2)	2)オ	本施設の建築物の建設業務を行う者の要件	下記の工事カルテ記載内容は、2)オ(ア)～(エ)を全て満たす建築工事として認めていただけるでしょうか。 工事件名:○○○ 工事種別:○○○ 主要な構造種別:○○○ 建物の用途種別:○○○ 構造規模: 1)階数/○○○ 2)地上の高さ/○○○ 3)延床面積/○○○	個別具体的な実績の確認であるため、回答できません。 なお、工事件名等は、具体的な名称・数字が記載されていたため○○○と表記しています。
36	7他	第3	1	(2)	2)	本施設の建築物の建設業務を行う者の要件	資格要件の中で、「開札日時点において」と表記されている箇所が多数ありますが、12月1日の「参加資格の審査」においては11月25日の「開札」時点の参加資格を審査するということでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札参加資格に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
37	7	第3	1	(2)	2)	本施設の建築物の建設業務を行う者の要件	本業務を行なう全ての要件を満たした1者は、SPCへ出資する必要はないと理解してよろしいでしょうか。	本施設の建築物の建設業務を行う全ての要件を満たした1者は必ずしもSPCへ出資する必要はありません。
38	7	第3	1	(2)	2)	本施設の建築物の建設業務を行う者の要件	SPCに出資をしない構成員も基本協定を締結するのでしょうか。	SPCへの出資の有無に関わらず、市は構成員となる民間事業者と基本協定を締結します。
39	8	第3	1	(1)	3)	入札参加者の構成等	建築工事業、清掃工事業に係る監理技術者資格者証を交付されていれば、1名(兼務)のみの配置で良いと理解してよろしいでしょうか。	本施設の建築物の建設業務を行う者は建築工事業に係る監理技術者を、プラントの建設業務を行う者は清掃施設工事業に係る監理技術者をそれぞれ専任で配置しなければなりません。ただし、本施設の建築物の建設業務とプラントの建設業務を同一の者が行う場合で、両方の資格を有する監理技術者を配置する場合は、1名の技術者が兼ねることができます。
40	8	第3	1	(2)	3)	本施設のプラントの建設業務を行う者の要件	様式第6号-2の注釈記載では、コリンズ竣工時工事カルテ受領書・実績が確認できる書類として処理方式・処理能力などを証する資料とありますが、パンフレット、仕様書、自治体様ホームページのコピー等の客観的に実績を示せる資料を添付することで証明できると考えてよろしいでしょうか。	仕様書、発注図書、許認可書類の写し等の公的なものに限るものとし、パンフレットやホームページは認めません。客観的に確認できない場合には、追加提出を求める場合があります。
41	8	第3	1	(2)	3)	本施設のプラントの建設業務を行う者の要件	様式第6号-2の発注者様の押印については発注者ご担当者様の押印でよろしいでしょうか。	No.29の回答を参照ください。
42	8	第3	1	(2)	3)イ	本施設のプラントの建設業務を行う者の要件	様式第19号注釈に記載のある本事業の建設業務着手時とは現地着工時点(従事期間開始時点)との理解でよろしいでしょうか。	No.32の回答を参照ください。
43	8	第3	1	(2)	3)ウ	本施設のプラントの建設業務を行う者の要件	「岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規定に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登録されていること」とありますが、希望業種の指定はございますでしょうか。	No.21の回答を参照ください。
44	8	第3	1	(2)	3)ウ	本施設のプラントの建設業務を行う者の要件	「岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規定に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登録されていること」とありますが、希望業種が清掃施設で登録されていることと理解してよろしいでしょうか。	No.21の回答を参照ください。
45	8	第3	1	(2)	3)エ	本施設のプラントの建設業務を行う者の要件	「3)本施設のプラントの建設業務を行う者の要件」に「(イ)施設規模20t/日以上処理能力を有するリサイクルプラザ(ただし、破碎・選別設備を有するもの)」との記載がありますが、破碎を有する設備とは、高速回転破碎機を有する設備であって、低速破碎機(二軸破碎機)を有する設備は該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	破碎機の種類は問わないものとします。
46	8	第3	1	(2)	3)エ	本施設のプラントの建設業務を行う者の要件	「平成13年4月1日以降……完成後引渡しが完了した実績を有すること」とありますが、契約ではなく竣工が13年4月1日以降という理解でよろしいでしょうか。	契約が平成13年4月1日以降です。

入札参加資格に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
47	8	第3	1	(2)	3)エ	本施設のプラントの建設業務を行う者の要件	「施設規模20t/日以上処理能力を有するリサイクルプラザ(ただし、破碎・選別設備を有するもの)」とありますが、選別施設については、今回ご計画の対象ごみ種と同一でなくても、選別施設を有しておればよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	8	第3	1	(2)	4)	本施設の運営業務を行う者の要件	様式第6号-3の発注者様の押印については発注者ご担当者様の押印でよろしいでしょうか。	No.29の回答を参照ください。
49	8	第3	1	(2)	4)	本施設の運営業務を行う者の要件	運営業務を共同で行う場合、全ての要件を満たす企業、及びア、イのみを満たす企業について、各々業務範囲について制限はありますでしょうか。	業務範囲については、制限はありません。
50	8	第3	1	(2)	4)ウ	本施設の運営業務を行う者の要件	「～運転管理業務を元請で契約し、1年以上実施した実績を有していること。」とありますが、現在は契約していないが、過去に1年以上契約した実績でよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	9	第3	1	(2)	4)エ	本施設の運営業務を行う者の要件	運営業務を複数者で行う場合、1者は構成員であることが必要となりますが、構成員でない者(例えば出資を伴わない協力企業)に運営の主たる部分を実施させることは可能でしょうか。また、実施させることが、可能な場合の主たる部分はどの範囲となるかご教授願います。	運営業務の主たる部分を構成員以外の者が実施することは不可とします。 併せて、No.14の回答を参照ください。
52	9	第3	1	(2)	4)エ	本施設の運営業務を行う者の要件	「・・・現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として本施設の運営開始後2年間以上専任で配置できること。」との記載がありますが、運営開始後2年間以上の専任期間において、この技術者については、やむおえない事情がある場合は協議をさせて頂いた上で、途中で交代することは可能でしょうか。	配置予定技術者が病休、退職等の特別な場合に限り、同等の資格要件を満たす別の技術者に変更することは可能です。様式第21号の留意事項を参照ください。
53	9	第3	1	(2)	4)エ	本施設の運営業務を行う者の要件	廃棄物処理施設技術管理者の選任にあたり、建設工事終了後に変更できるものとしていただくか、申請書提出を建設工事終了時にしていただけないでしょうか。	不可とします。
54	9	第3	1	(2)	4)エ	本施設の運営業務を行う者の要件	廃棄物処理施設技術管理者を複数申請することは可能でしょうか。	可とします。
55	9	第3	1	(3)		入札参加者の制限	入札参加者の構成企業とありますが、構成員との定義の違いをご教示願います。	構成員と同義です。
56	9	第3	1	(3)	4)	入札参加者の制限	「他の入札参加者の構成員となっている者」とありますが、選定されなかった入札参加者の構成員が、選定事業者から下請等で本事業の業務を請負うことは可能と考えてよろしいでしょうか。	No.10の回答を参照ください。
57	10	第3	1	(4)	2)ア	入札参加表明の確認	入札参加表明書提出時に提出する委任状(代理人)において、代理人の氏名欄の印および代理人使用印鑑は個人印で良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札参加資格に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
58	10	第3	1	(4)	2)ア	入札参加表明の確認	入札参加表明書提出時に提出する委任状(代理人)において、住所欄は個人の住所を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	代理人が在籍する企業の住所を記載してください。
59	10	第3	1	(4)	2)ア	入札参加表明の確認	入札参加表明書提出時に提出する委任状(代表企業)は、各構成員ごとに作成するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	10	第3	1	(4)	2)ア	入札参加表明の確認	入札参加表明書(様式第2号)において、5連絡先の氏名欄に押印する必要がありますが、個人印でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	10	第3	1	(4)	2)ア	入札参加表明の確認	入札参加表明書(様式第2号)において、グループ名を記載する必要がありますが、グループ名称に制約はなく、任意でグループ名称を決定してよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	10	第3	1	(4)	2)イ	入札参加表明の確認	「2)入札参加表明書は、次の書類を提出するものとする。」とあり「上記(2)-2)一オの実績を証する書類」として様式集12項の様式第6号-1に「また、民間工事の場合は……」との記載がありますが、民間工事では、工種を指定した発注がされませんが、産業廃棄物処理施設等の清掃施設工事で、7項の「2)本施設の建築物の建設業務を行う者の要件」に記載がある(ア)から(エ)までの全ての要件を満たす建築工事を含む工事は、実績として認められないとの理解でよろしいでしょうか。	民間工事の場合は、工事経歴書の工事の種類が建築工事であるもののみ認めます。
63	10	第3	1	(4)	2)ウ	入札参加表明の確認	「2)入札参加表明書は、次の書類を提出するものとする。」とあり「上記(2)-3)一エの実績を証する書類」として、様式集13項の様式第6号-2に「なお、実績が確認できる書類とは、処理方式、処理能力等を証する資料(廃棄物処理施設設置届けの写し等)をいう。」とありますが、地方公共団体に納入しました施設パンフレットあるいは完成図書、仕様書等の書類でも実績をご確認いただけますでしょうか。	No.40の回答を参照ください。
64	10	第3	1	(4)	2)ウ	入札参加表明の確認	岡山市入札参加資格審査申請の更新期限月が平成23年7月で、最新の経審の通知が6月29日までに届いている場合は、平成23年6月に届いた最新の通知を提出すれば良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。入札参加表明書提出時における最新の経審の写しを提出してください。
65	10	第3	1	(4)	2)エ	入札参加表明の確認	「2)入札参加表明書は、次の書類を提出するものとする。」とあり「上記(2)-4)一ウの実績を証する書類」として、様式集14項の様式第6号-3に「…実績が確認できる書類の写しを添付ください。」との記載がありますが、様式集13項様式第6号-2に記載されている「廃棄物処理施設設置届けの写し等」が必要との理解で宜しいでしょうか。また、同様に地方公共団体に納入しました施設パンフレットあるいは完成図書、仕様書等の書類でも実績をご確認いただけますでしょうか。	No.40の回答を参照ください。
66	10	第3	1	(4)	2)エ	入札参加表明の確認	(2)-4)一ウの実績を証する書類(様式第6号-3)において、委託契約書の写し及び実績が確認できる書類の写しとありますが、「実績が確認できる書類の写し」とは具体的にはどのようなものを想定されているのでしょうか。	No.40の回答を参照ください。

入札参加資格に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
80	17	第4	1	(19)	3)オ、コ	開札における留意事項	オにて「許容価格以下の価格入札を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、」とありまた、コでは、「低入札価格調査実施要綱は適用しない」と記載あります。低入札者がいても落札者は決定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。併せて、No.83の回答を参照ください。
81	17	第4	1	(20)		一般競争入札参加資格確認申請書の提出	一般競争入札参加資格確認申請書は入札参加資格確認対象者となった日の2日後の17時15分までの提出となっていますが、具体的な日時を御教示願います。	現時点では、お示しすることはできません。
82	21	第4	3	(2)		提案の上限価格	設計・建設業務に係る対価と運營業務に係る対価の合計金額のみ提示されていますが、入札価格の公平性からも設計・建設、運營業務個別に係る対価の提示は無いのでしょうか。	設計・建設業務に係る対価と運營業務に係る対価を個別で提示することはありません。
83	22	第5	1	(1)		落札者の決定方法	「入札価格が著しく低価格の場合には調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められたときは失格とする場合がある」とありますが、P-17開札における留意事項コでは「低入札価格調査実施要綱は適用しない」とあります。調査されるとの理解でよろしいでしょうか。	低入札価格調査実施要綱に基づく調査は行いません。ただし、本事業の契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められたときは失格とする場合があります。
84	25	第6	1			入札参加表明時の提出書類	様式第5号「委任状(代理人)」は、委任事項の代理人とは別の者が、書類を持参してもよろしいでしょうか。	不可とします。
85	25	第6	1			入札参加表明時の提出書類	様式第6号一3「第3-1-(2)-4」一ウを証する書類」の委託契約書の写し及び実績が確認できる書類の写しとは、業務委託契約書と、運營業務仕様書の写しの添付でよろしいでしょうか。	No.40の回答を参照ください。
86	31	別図2				事業スキーム図	協力企業とありますが、協力企業とは構成員とは別の扱いであり基本協定締結対象ではなく、特段の定義はない企業との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87							「実施方針に関する質問・意見への回答」で御回答をいただいている内容については有効と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等と、平成23年3月18日公表の「実施方針に関する質問・意見への回答」との間に異なる点がある場合には、入札説明書等の規定が優先します。
88							回答の解釈が理解できない場合、再質問は可能でしょうか。また質疑回答から、入札参加表明書提出まで、約1週間しかないため回答日を早くしていただくことをご検討願います。	前段については、入札参加表明に関する再質問は考えておりません。併せて、No.20の回答を参照ください。 後段については、ご意見として承ります。
89						その他	有識者名を公表願います。	現時点では、学識経験者名は公表を予定しておりません。
90						その他	技術提案の評価を大きく左右する可能性がある質問事項については、申請者の正当な利益を害するものとして、個別回答していただきますようお願い申し上げます。	ご意見として承ります。
91						改善技術提案書	改善技術提案書と併せて、事業計画に関する提案書も提出すること。とありますが、事業計画の採点基準(何を持って高評価とするのか(例)金額の大小で判断)を明示願います。	事業計画に関する提案については、「落札者決定基準 第5-2-(2)」に示す評価ポイントに基づき評価します。

入札参加資格に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
92		第2号 「1/2」				グループ名	本書のグループ名は、応募企業グループが任意に設定して記入してよろしいでしょうか？	No.61の回答を参照ください。
93		第2号 「1/2」				代表企業	代表者名は、有資格者名簿に登録されている代表者名(受任者)、印でよろしいでしょうか。また 6 グループ構成の代表企業欄も上記と同じ代表者名でよろしいでしょうか。	前段及び後段については、ご理解のとおりです。
94		第2号 「1/2」	5			連絡先	連絡先は担当者と考え、担当者の私印でよろしいでしょうか。	No.60の回答を参照ください。
95		第5号				代表者名 代理人	本書は誰から誰への委任状になるのでしょうか？ 代表企業の社長から有資格者名簿に登録している代表者(受任者)への委任状でしょうか。それとも有資格者名簿に登録している代表者(受任者)から担当者への委任状でしょうか。	後者のご理解になります。
96		第6号				各業務を担当する者の要件を証明する書類	様式第6号各書式は、各業務を共同で行う場合、要件を満たす1企業が提出するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97		第6号-2				実績が確認できる書類	「実績が確認できる書類とは、処理方式・処理能力を証する資料(廃棄物処理施設の設置届けの写し等)」とありますが設置届け以外で実績が確認できる書類と認めていただけるのはどのような資料が該当しますでしょうか。カタログ、発注時の仕様書の抜粋等でもよろしいでしょうか。	No.40の回答を参照ください。
98		第6号-2				出資比率の確認	「出資比率が確認できない場合は、施工実績と認めません」とありますが、ご確認していただく添付書類として、出資比率が明記した、共同事業体協定書(写し)又はコリンズ(写し)のご提出でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99		第6号-2 (別紙)				発注者	発注者欄は質疑回答から参加表明提出までの時間がないため、自治体の担当部局の印または担当部局担当者の印でお願いしたいのですがよろしいでしょうか。また本件の回答は回答予定日より早くいただくことを御検討願えないでしょうか。	前段については、No.29の回答を参照ください。 後段については、ご意見として承ります。
100		第6号-3 (別紙)				発注者	発注者欄は質疑回答から参加表明提出までの時間がないため、自治体の担当部局の印または担当部局担当者の印でお願いしたいのですがよろしいでしょうか。また本件の回答は回答予定日より早くいただくことを御検討願えないでしょうか。	前段については、No.29の回答を参照ください。 後段については、ご意見として承ります。